



週刊 税のしるべ

第3702号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2026年

主な記事

- オンラインツール利用のQ&Aを改訂……2面
- 3兆円超の8年度補正予算が成立……2面
- 「私が見た 税を巡る点と線」
- 川田氏が本郷氏に聞く……3面

日税連が見直し具体案など示す

取引相場の評価 有識者会議でプレゼン

国税庁は4日、3回目となる取引相場の評価に関する有識者会議(座長 佐藤英明慶応義塾大学教授)を開催した。この日は日本商工会議所、日本税理士会連合会、櫻井久勝昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授の3者からプレゼンテーションが行われ、このうち、日税連のプレゼンでは、取引相場の評価の仕様に当たり、実務的に困っている点、今後、議論の俎上にかかることが想定されるもの、見直しの具体案・方向性がそれぞれ示された。

算定の操作性の問題など指摘

日税連からは、同有識者会議の委員に末吉幹久調査研究部部長と大畑智宏調査研究部副部長の2人が就いている。日税連調査研究部が有識者会議に提出した資料によると、取引相場

の操作性の問題など指摘。課税時期の会社の状況等によって評価方法が変更になること、四つ業種評価額と純資産評価額のかい離、①では、類似業種比準評価額と純資産評価額の算定される傾向にあること、②では、類似業種比準評価額と純資産評価額の算定される傾向にあること、③では、算定における操作性の問題(恣意的な株価操作)などが示されている。

国民会議 将来的な方向性を示す

給付付き税額控除で

国民会議 社会保障国民会議の給付付き税額控除等に関する実務者会議(議長 長川小野寺五典自民党税制調査会長)は10日、14回目の会合を開催した。政府側から給付付

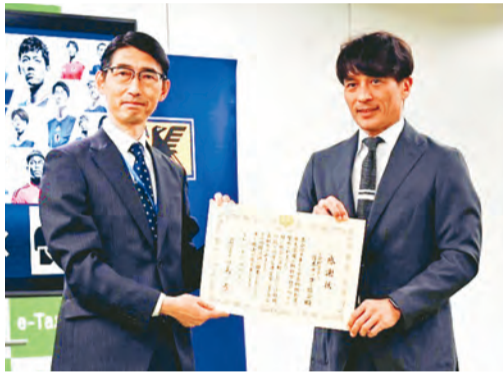
定されるものとして、⑤グループ法人税制を適用し、親会社の評価を不当に引き下げるスキーム構造である子会社への利益集約スキームと、⑥従業員持株会の問題と無配当会社に

控除のイメージ(6月1日号一面参照)で明らかにした支援を給付に一本化する方針について、短期的には給付への一本化が望ましいとの考え方が示された。一方で、将来的には両者の組み合わせとするべきとの考え方も示された。今後とも、個人所得課税における人的負担の変化や、デジタル技術の進展に応じた事務負担の状況も踏まえ、検討を継続する」とし、給付のみではなく、税額控除との組み合わせとする余地にも言及している。

JFAの宮本会長に感謝状

国税庁 W杯にちなんだ「税金クイズ」も公開

国税庁の江島一彦長官は4日、東京都文京区のJFAハウスで、国税庁広報大使を務める日本サッカー協会(JFA)のこれまでに功績を称えて宮本恒靖会長に感謝状を贈呈した。JFAがこのほど、日本時間の12日に開幕した「FIFAワールドカップ2026」にちなみ、共同制作した租税教育用「税金クイズ」を公開した。税金クイズは、「税金」について楽しく学



国税庁の江島一彦長官は4日、東京都文京区のJFAハウスで、国税庁広報大使を務める日本サッカー協会(JFA)の宮本恒靖会長に感謝状を贈呈した。JFAがこのほど、日本時間の12日に開幕した「FIFAワールドカップ2026」にちなみ、共同制作した租税教育用「税金クイズ」を公開した。

習してもらうことを目的に制作されたもので、出題数は全部で5問。YouTubeの国税庁動画チャンネルでも公開している。「日本が初戦で対戦するオランダに実際に存在する税金は?」「今回のワールドカップ開催国であるアメリカやメキシコに、実際に存在する税金は?」などワールドカップに関連するクイズから、税の役割などを楽しく学べる内容とな

税のしるべ電子版

読みたい記事がすぐに見つかる
https://shirube.zaikyo.or.jp

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

村上晴彦・堀内眞之・植山隆幸 共著

資産税・財産評価
重要実務質疑事例集

資産税・財産評価にまつわる誤りやすい事例から難易度が高く複雑な事例を精選して、詳細に解説した資産税実務に携わる税理士及び職業会計人必携の書。「事例・回答・解説」の構成で丁寧な解説。計算例や図表も使い、一般納税者から専門家まで理解を深められる実践的な一冊。「持ち回り保証金」等、地域により慣行の異なる取扱いについても大阪・東京方式の比較も交えて解説。

小林磨寿美 著

令和8年度版 修繕費・改良費及び増改築費用の税務

専門家でも悩むことが多い、メンテナンス費用や修繕費と資本的支出の判定。このような費用については、税務調査で必ずチェック項目とされる。本書は、資本的支出に関わる修繕費や改良費及び増改築費用の実務に即し、難解な税務判定をQ&A方式でわかりやすく解説。前版(令和4年5月刊)以降の改正に対応し、令和8年度税制改正によるリフォーム税制の改正も大きく取り込んだ5訂版。

北本高男 著

令和8年度版 基礎から身につく相続税・贈与税

相続税・贈与税の基本的な仕組みを学べるよう、基礎的な内容に絞って簡潔に解説した入門書。具体的な税額計算、使用頻度の高い特例制度の概要など、相続税・贈与税の初学者が欠かすことのできない要点を平易に解説。令和8年度税制改正に対応した最新版。

大蔵財務協会 編

令和7年7月9日 裁判事例集 第140集

国税不服審判所が公表した令和7年7月から9月までの公表裁判事例を全て収録。過去の裁判事例集(第127集・第139集)をバックナンバーを取り扱っています。ご希望の方は、弊会にお問い合わせください。※年4回発行の為、定期購読(毎月号とも定価の1割引送料サービス)をお勧めします。

鳴島安雄・富川泰敬 編著 / 深澤英雄・宮川博行・原武彦・近藤隆志・佐藤繁・林浩二・安河内誠 著

令和8年版 税務必携 タックスファイル

実務に役立つ持ち運びに便利なコンパクトな税務ガイドブック。

中村慈美・松岡章夫・秋山友宏・渡邊正則 共著

令和8年版 税制改正早わかり

令和8年度の税制改正について、いち早く国税地方税の主要項目を解説!

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい

TEL 03 (3829) 4141(代) FAX 03 (3829) 4001
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
https://www.zaikyo.or.jp

税務署からメール等で資料提供も

効率的な調査の実施に資すると認められる場合

国税庁はこのほど、税務行政におけるオンラインツールの利用に関するQ&Aを改訂した。税務調査・行政指導、滞納整理及び査察調査等(税務調査等)において、国税当局の判断により、必要に応じて利用するオンラインツールは、令和7年10月から金沢国税局及び福岡国税局で利用が始まり、今年6月からは仙台国税局、熊本国税局及び沖縄国税事務所、7月以降もその他の国税局で順次利用を開始するとしている。Q&Aは、6問が更新、2問が追加されている。

税務調査等で利用するオンラインツールは、インターネットを原則としており、メール、Web会議システム(Microsoft Teams)、オンラインストレージサービス(Prime Drive)及びアンケート作成ツール(Microsoft Forms)。

税務調査等については、事業活動の現況確認等が必要不可欠であるため、臨場による調査を原則としており、その上で、効率的な調査の実施に資すると国税当局が判断した場合に、オンラインツールを部分的に利用する。全ての税務調査で利用するものではないとしている。なお、税務署等と納税者等の双方の合意がある場合に限り利用するとしている。

更新等がされた主な変更点は、税務署等から納税者等への資料提供について、改訂前はメールやPrime Driveを利用しないが、改訂後は、効率的な調査の実施に資すると認められる場合には、税務署等からメール等を活用して資料を提供することがあるとした(問17)。

なお、提供する資料カメラ機能をオンにした上で本人確認(氏名等の確認)を行うなどして、事前に把握した参加者以外が参加して、事前把握していないことを確認することとし、次の事実が確認された場合は、Teamsの利用を中断するとした。

①事前に把握した参加者以外が参加が認められる場合、②録音・録画等の機能の利用またはTeams画面の撮り込み等が認められる場合、また、税務署等におけるTeamsの利用は、原則として税務署等の事務室内において行うとした。

8年度補正予算が成立

今後への備えで3兆円超

令和8年度補正予算が5日、参院本会議で可決・成立した。補正予算案は3日に国会に提出され、4日に衆院で可決されていた。提出から成立までに要した日数はわずか3日だった。

補正予算の総額は3兆1135億円。特別高圧電力やLPガスの利用者支援など地域の財源措置となる重点支援が5日、参院本会議で可決・成立した。補正予算案は3日に国会に提出され、4日に衆院で可決されていた。提出から成立までに要した日数はわずか3日だった。

地方交付金に1000億円、中東情勢等対応予備費など今後への万全の備えに3兆1135億円を充てる。このうち、5135億円は今年7～9月分の電気・ガス代支援として同額を8年度予算の一般予備費1兆円から使用する。これを5月26日に閣議決定していたため、同額を積み増し一般予備費の残高を1兆円に復元する。

K2・GSS移行で最適な体制を議論

全国国税局長会議を開催

国税庁は1、2日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局長会議を行ったII写真。今回の会議では、この一年間に実施した取組みについて総括するとともに、残された課題について、今後の取組方針について議論した。議論に向けた今後の取組方針「キャッシュレス納付の利用促進を図るための取組み」「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」「納税者サービスの再整理」について議論した。

体制整備に向けた今後の取組方針「キャッシュレス納付の利用促進を図るための取組み」「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」「納税者サービスの再整理」について議論した。



ここで生じたリソースが重点課題に的確に配分されるよう、最適な体制や事務運営について検討した。

「キャッシュレス納付の利用促進を図るための取組み」では、今年度度は源泉所得税の目標値を新たに設定し、部署横断的に納税者等への利用勧奨等に取組んできたが、同庁では、納税者等に行動変容を促すため、関係省庁に働きかけを行

い連携先の拡大を図っていく。また、各局が今事務年度に実施した取組みや把握した課題について、大局的な視点から議論した。

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」では、6月中旬にGSS端末が全局に行き渡るに当たり、これをききかけとして、8来事務年度はDX・BPR(Business Process Re-engineering)業務

改革)の方針を浸透させ、現場発信で仕事の仕方を変える機会となることから、5月に改訂した「DX・BPRの推進に係る基本方針」を目標として、AI等を活用した相談事務全般の見直しに向けて、各局において、これまで以上に庁局間で連携し、積極的に試行に取り組みなど、納税者サービスの再整理を推進していくことを確認した。

者サービスPTを設置し、相談事務等を組織横断的に検討・実施することで、合理化した事務量を調査・微収事務に当てることを目標としている。AI等を活用した相談事務全般の見直しに向けて、各局において、これまで以上に庁局間で連携し、積極的に試行に取り組みなど、納税者サービスの再整理を推進していくことを確認した。

八面鏡

財務省は5月26日開催した「国の債務管理に関する研究会」で、金利の上昇等を背景に、個人向け国債の販売を拡充するための検討を開始した。片山さつき財務相は「もっと選ばれていい金融商品」と普通預金に比べて金利が有利である点を強調し、購入を促した。★円相場は1ドル160円を突破、NISAを通じた個人の海外投資信託の増加が円安誘因の一因との指摘がある。同省がこのほど公表した令和7年末現在の本邦対外資産負債残高を見ても、日本の対外資産残高は過去最高を更新している。★個人マネーが海外に流出する中、個人向け国債の魅力が高まるため、NISAの対象にすべきとの声は多い。しかし、個人の資産形成支援とともに、民間企業や株式市場を活性化させることが制度趣旨のNISAに国債を加えるのは難しいだろう。(A)

政府は、今回提出した補正予算の目的について、中東情勢が不透るため、リスク最小化を注視しつつ、経済活動を促進し、国民の暮らしを支える。

もっと自由に もっと楽しく
日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島
TOYOSHIMA
ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp

Best New Machine

最高の新戦力。
どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO

本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

maruta

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社
代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151

後期高齢者医療に金融所得を反映

改正健康保険法が成立、5年以内に施行

健康保険法等の一部を改正する法律が5月29日に参院本会議で可決・成立し、6月5日に公布された。同改正法には、保険を使わないOTC医薬品でも代替可能な医療品の保険給付の範囲の見直しや高額療養費の年間上限の新設などの見直しのほか、後期高齢者医療制度における金融所得の公平な反映が盛り込まれている。確定申告の有無にかかわらず、後期高齢者医療制度で窓口負担割合や保険料の判定に金融所得も含めて判定することで不公平を解消することを目指しており、金融所得も含めた判定は改正法公布後5年以内の政令で定める日から施行する。

75歳以上の一人(一定) 現在は年金・給与所得の障害のある人は65歳 不動産所得などは反映(以上)を対象とする後 されている。一方、上期高齢者医療制度にお 場株式の配当等の金融ける金融所得の取扱い (現状)は図のとおり。 所得は、確定申告する場合は市町村が把握可能なので反映されてい、窓口負担割合や保 能なの。源泉徴収のみで除料の判定に当たり、 確定申告しない場合は

着眼大局

≪111≫

・先日、2025年の日本の人口動態統計が発表された。2025年の出生数は67万余、前年より1.49万人減少、1899年に統計を取り始めてから最少で、10年連続減少とされる(1949年へピーク時は270万、1970年代前半の第2次ベビーブーム時は200万人)。出生率は1.14(最低は東京都0.96、最大は沖縄1.52)、2015年の1.45から10年連続で減少しており、

日本の人口減少

1・14は世界の国々の中でも低い水準にある。日本の総人口は、2008年に1億2808万人の最多を記録してからは漸減を続け、2026年5月には1億2281万人、この間に5百万人余減少。2100年の人口試算はおよそ7900万人、それを下回る試算もある。

・人口減少の因は晩婚化、少子化もあるが、男女共に未婚者が増加したことが大きい。生涯未婚率は、1965年の男性2.0、女性3.1%が、2020年には男性28.3、女性17.8%に著増している。かつては「結婚は当然」

・人口減少は需要減、労働力減で経済にはマイナスの影響を与え、また、人が都市に集まり、地方の人口減少のスピードは速い。この社会慣習であったが、昨今では、結婚、非婚は個人の自由と認識され、独身の方が楽、結婚したくない、出産したくないと考える人も相当数ある。また、20世紀末から2020年頃まで賃金上昇の長期低迷、非正規雇用の増加と言った経済情勢も影響している

・人口減少は需要減、労働力減で経済にはマイナスの影響を与え、また、人が都市に集まり、地方の人口減少のスピードは速い。この社会慣習であったが、昨今では、結婚、非婚は個人の自由と認識され、独身の方が楽、結婚したくない、出産したくないと考える人も相当数ある。また、20世紀末から2020年頃まで賃金上昇の長期低迷、非正規雇用の増加と言った経済情勢も影響している

後期高齢者医療制度における金融所得の取扱い(現状)

所得の種類	窓口負担・保険料への反映	同じ所得でも確定申告の有無により窓口負担割合・保険料が変わる具体例(※)	
		窓口負担割合	保険料
年金、給与所得、不動産所得など	○	2割	年 169,978 円 (月 14,165 円)
上場株式の配当等の金融所得	○ (確定申告する場合は市町村が所得把握が可能)	2割	年 169,978 円 (月 14,165 円)
	× (源泉徴収のみで確定申告しない場合は市町村が所得把握が不可能)	1割	年 118,928 円 (月 9,911 円)

※夫婦ともに後期高齢者で以下の収入の場合
・被保険者本人 年金 230 万円、上場株式の配当等の金融所得 50 万円
・配偶者 基礎年金 83 万円

市町村での所得把握が不可能なため反映されていない。
市町村での所得把握がこうした結果、同水準の所得があっても確定申告の有無によって定申告の有無にかかわりなく、不公平感が指摘されていた。

窓口負担割合や保険料が大きく変わってくる。特に後期高齢者医療制度の窓口負担割合は所得に応じて1〜3割負担となっており、不公平感が指摘されていた。

一族経営にガバナンスを

経産省がガイドランスを策定

経済産業省は5日、「ファミリーガバナンス・ガイドランス」を公表した。ファミリービジネスは、経営者の独断独行や家騒動、外部からの牽制機能が弱まると、結果として企業の価値を下げ、ガバナンスの機能不全に陥る事例も見られる。そこで、ファミリービジネスにおけるガバナンスを整備することが重要であるとして、ガイドランスが策定された。

特に、事業承継時等のファミリーやファミリービジネスにとっての節目において、より重要とした。

要すると考えられている。今回の法改正では、後期高齢者医療制度のAは判定の対象とはしない。対象となる金融所得は金融機関等が提出する法定調書を活用して把握し、個人の事務負担等が増えることはない。実施までに5年もの期間を設けたのは、国や自治体でのシステム改修等に相応の時間を要する可能性がある。

昭和日本木材株式会社

本社：東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)31-4781 FAX(0166)82-3111
旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601
住宅事業部：東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969
札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4パネル〉
石狩市新港南1丁目〈石狩工場団地内〉
☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190
東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松木境4-2
☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557
盛岡営業所：岩手県柴波矢野町流通センター南3丁目8-3
☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666
仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402
青森事務所：青森市矢作1丁目2-5
☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873
東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21
☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916
名古屋支店：名古屋市中区藤前3丁目501番
☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131
大阪支店：岸和田市新港町5-7
☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334
西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

今までも、これからも。
「生命の未来」のために尽くしたい。
農薬・農業資材・動物薬・畜産用機材の総合商社



代表取締役社長 小田島 隆
本社／〒025-0311 花巻市卸町6番地
TEL 0198(26)4151
営業所／花巻・大船渡・横手・青森・八戸
古川・山形・酒田・福島・旭川・札幌
帯広・釧路・北海道物流センター
家畜衛生食品検査センター
プレミックス工場
卸センター給油所

「寝具リース」全国に広がる
スケールとネットワークで
「快適品質」をお届けします。

◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。
◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会
代表取締役 小山 喜雄
本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)
仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)
東京支店 東京都大田区矢野町一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)
名古屋支店 名古屋市熱田区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)
大阪支店 東大阪市楠根一丁目2-3 ☎06(6745)1861(代)
営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央
静岡・京都・岡山・福岡
本社工場 仙台
工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

続 傍流の止論 羊 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

94

税務調査における調査官と納税者の最大の関心事は、重加(重加算税)が課されるか(課することができぬか)否かにある。調査官にとっては、調査能力の指標とされ、ボーナスの多寡にも影響することもあり得る。他方、納税者にとっては、税額が大きすぎただけではなく、悪質納税者のレッテルが貼られ、今後の調査回数が増加することも心配せざるを得なくなる。

これが、査察調査になると、もっと深刻である。筆者の経験では(数十年前のことであるが)、犯則所得1億円に対し、法人税であれば、本税、重加算税、延滞税及び罰金の合計額が約1億円になり、個人であれば、約1.5億円に達する(以下「1.5倍」)と、それを課(科)す側としても気の毒に思ったことがある(その頃に比べたら、本税の税率が10数%下がっているが、重加算税の税率が35%から最高50%に上昇している)。そのため、脱税した場合に、罰金と重加算税を科(課)すことは、憲法39条(何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。)に違反(二重処罰)するかが古くから争われてきた。

そのため、最高裁昭和33年4月30日大法院判決は、次のとおり判示して、その争いに決着をつけた。

「法人税法(編注)昭和25年改正前もの(四)三条の追徴税編注(現行の重加算税に相当)は、申告納税の実を挙げるために、本来の租税に附加して租税の形式により賦課せられるものであつて、これを課することが申告納税を怠つたものに対し制裁的意義を有することは否定し得ないところであるが、詐欺その他不正の行為により法人税を免れた場合に、その違反行為者および法人に科せられる同法四八条一項および五一条の罰金とは、その性質を異にするものと

重加の論点① 二重処罰

解すべきである。すなわち、法四八条一項の追徴に對する刑罰が「詐欺その他不正の行為により云々」の文字からも窺われるように、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに對する制裁として科せられるものであるに反し、法四三条の追徴税は、単に過少申告・不申告による納税義務違反の事実があれば、同条所定の已むを得ない事由のない限り、その違反の法人に對し課せられるものであり、これによつて、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以つて納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置であると解すべきである。法が追徴税を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとすることは追徴税を課せらるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし、これに對する刑罰として、これを課する趣旨でないこと明らかである。」

そして、昭和37年に制定された国税通則法に規定されることになった重加算税についても、最高裁昭和45年9月11日判決も、前記の昭和33年の大法院判決の考え方を全面的に引用し、重加算税が「行政機関の手続により違反者に課されるもので、これによつてかかる方法による納税義務違反の発生を防止し、もつて徴税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置であり、違反者の不正行為が反社会性ないし反道徳性に着目してこれに對する制裁として科せられる刑罰とは趣旨・性質を異にする」と強調し、脱税者に對し罰金のほか重加算税を科すこととの二重処罰性を否定している。

このように、追徴に對する罰金と重加算税の二重処罰問題は、判例では解決している。しかし、査察の現場で、経済面だけでも、罰金と重加算税等に途方に暮れていた納税者を目の前にしてきた筆者としては、複雑な思いはある。

ところで、重加算税の賦課要件である国税通則法68条にいう「納税者」がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき……」の解釈・適用論については、種々の議論がある。そこで、次回以降において、その解釈論等の主要な論点を取り上げて論じていくこととする。

務上どう対応するかという問題があります。

ところで、簡易インボイスの記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引(回収特例)については、簡易インボイスの保存が困難であることから、帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができることとされています(消令49①一口)。

タクシーチケットについても、簡易インボイスの保存が困難といった事情が考慮され、特別な取扱いが認められています。すなわち、受領したクレジットカード利用明細書及び次に掲げる資料に記載された内容等に基づき、利用されたタクシー事業者がインボイス発行事業者であることが確認できる場合には、簡易インボイスの記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている証票が使用の際に回収される取引として、回収特例と同様に帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができます。

- ・ 利用されたタクシー事業者のホームページ
- ・ クレジットカード会社のホームページ等に掲載されている利用可能タクシー一覧

なお、利用したタクシー事業者がインボイス発行事業者でないことが確認された場合には、そのタクシー利用時に受領した領収書(未収書等)や、別途そのタクシー事業者から発行を受けた書類など、区分記載請求書の記載事項を満たした書類及び一定の事項を記載した帳簿の保存があれば、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることができます(28年改正法附則52、53)。

簡易インボイスの保存が困難な場合は回収特例

クレジットカード利用明細書はインボイスではない

インボイス制度の再確認

■税理士 森田 修 10

利用の際に回収されるタクシーチケットの取扱い

クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットにつき、その使用された金額について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、その使用に当たってタクシー事業者(そのタクシー事業者に係る事業者団体など、個々の契約等によりそのタクシー利用に係る課税売上げを計上すべきこととされている者を含みます。以下同じです。)から受領した簡易インボイスの保存が必要となります。

しかし、クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットを取引先の送迎等に使用した場合、取引先に手渡したタクシーチケットが料金の精算時にタクシーのドライバーに渡されると、タクシーを利用した際に交付を受ける簡易インボイスの保存をすることができません。クレジットカード会社からはクレジットカード利用明細書が送られてきますが、この明細書は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者(タクシー事業者)が作成・交付する書類ではなく、当該他の事業者(タクシー事業者)の氏名又は名称及び登録番号が記載された書類にも該当しないため、仕入税額控除の適用を受けるためのインボイスには該当しないことから、実

精麦・精米・倉庫業(精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
出光昭和シェル特約店(石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143(代) FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168(代) FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985(代) FAX 0256(52)3012

地域に拓き、貢献する

優良企業

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売



テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588
TEL: 026-245-0121 (代表)



裁決事例集

290

編集部編

裁決のポイント

適格請求書発行事業者の登録が取り消されたケースにおいて、適格請求書発行事業者として登録を受けている請求人が、インボイス施行日前に消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことは、取消事実として取消事由に該当するかが争われた事例。

原処分庁が、請求人は消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたとして適格請求書発行事業者の登録を取り消したことに對し、請求人が、罰金以上の刑に処せられた日において適格請求書発行事業者ではないことから、当該登録の取消事由に該当しないなどとして原処分の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断をした(令和7年4月16日付、非公開裁決)。

事案の概要

請求人は、空調設備工事の請負等を目的とする法人である。
請求人は、令和4年7月7日、原処分庁に対して適格請求書発行事業者の登録申請書を提出した。

原処分庁は、4年7月19日、改正法附則第44条第3項の規定に基づき、新消費税法第57条の2第4項の例により、前記の適格請求書発行事業者の登録申請書に基づき、登録年月日、登録番号、名称および本店または主たる事務所の所在地(本件各登録事項)を、それぞれ5年10月1日として、適格請求書発行事業者登録簿に登録し、同日21日、国税庁適格請求書発行事業者公表サイト(本件公表サイト)にて本件当初登録内容を公表した。請求人は、〇〇、〇〇において消費税法

インボイス施行日前に消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことは取消事実として取消事由に該当

法の規定に違反したとして、〇〇に処する旨の判決を言い渡され、この判決は、〇〇に確定した(本件罰金刑)。
請求人は、6年1月1日、商号を変更した。

請求人は、6年1月18日、本件当初登録内容のうち、名称を〇〇から〇〇に変更する旨の届出書を原処分庁に提出し、同年3月4日、本件当初登録内容のうち、名称が〇〇に変更された。

原処分庁は、〇〇、請求人は、本件罰金刑に処せられており、このことは消費税法第57条の2第6項第1号ホに規定する事実(本件取消事実)に該当するとして、適格請求書発行事業者の登録の取消しを決定し、請求人の適格請求書発行事業者の登録が取り消された旨を本件公表サイトに公表した。

争点は、請求人がインボイス施行日前に消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことは、本件取消事実として取消事由に該当するかどうか。

請求人の主張

適格請求書発行事業者の登録を取り消されたことについて、①所得税法等の一部を改正する法律(平成28年3月法律第15号)附則(改正附則)第44条(適格請求書発行事業者の登録等)に関する経過措置(第3項は5年10月1日(インボイス施行日)前に適格請求書発行事業者の登録の取消しをすることができることとし、インボイス施行日前の取消しはインボイス施行日に取り消されたものとみなすと規定されている)であって、インボイス施行日以降の処分を示唆するものではないこと、②消費税法第57条の2(適格請求書発行事業者の登録等)第6項第1号ホに明記されているとおり、新たに適格請求書発行事業者になった後に消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合に取消事由となること、③適格請求書発行事業者でない事業者が消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合には登録の取消事由にはならないことから、請求人がインボイス施行日前に消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことは、消費税法第57条の2第6項第1号ホに規定する事実(取消事実)には該当しない。

審判所の判断

請求人は、4年7月7日に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録年月日を5年10月1日として適格請求書発行事業者の登録を受けており、消費税法第57条の2第6項第1号ホに規定する「当該適格請求書発行事業者」に該当していたことが認められる。そして、請求人は、〇〇に本件罰金刑に処せられており、このことは消費税法第57条の2第6項第1号ホに規定する「この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと」に該当するのであるから、請求人がインボイス施行日前に消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことは、本件取消事実として取消事由に該当する。

請求人は、①改正法は、インボイス施行日前に登録の取消しをすることができることとし、インボイス施行日前にされた取消しは、インボイス施行日に取り消されたものとみなすと規定されているもので、インボイス施行日以降の処分について示唆するものではない、②消費税法は、「当該適格請求書発行事業者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと」と明記、適格請求書発行事業者になってから新たにこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合に取消事由となるにすぎない、③適格請求書発行事業者ではない事業者が、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合には、登録の取消事由にはならないなどと主張する。しかしながら、請求人がインボイス施行日前に消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことには、消費税法第57条の2第6項第1号ホが適用され、本件取消事実として取消事由に該当するとは前記のとおりである。したがって、請求人の主張には理由がない。

注目の二冊

基礎から身につく

相続税・贈与税

(令和8年度版)

北本高男 著

相続税・贈与税の基本的な仕組みを学べるよう、基礎的な内容に絞って簡潔に解説した入門書。

具体的な税額計算、使用頻度の高い特例制度の概要など、相続税・贈与税の初学者が欠かすことのできない要点を平易に解説。

相続編では、相続開始前7年以内に被相続人から贈与を受けた財産、相続時精算課税の適用を受けた財産、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例などを、贈与税編では、法人から贈与を受けた財産、相続開始の年に被相続人から贈与を受けた財産、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税、特定の場合の相続時精算課税の特例、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除などを解説。

令和8年度税制改正に対応した最新版。
A5判、248ページ。定価2,200円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1411、FAX03-3829-4001)。



カミ商事グループ

カミ商事株式会社

代表取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

代表取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社

代表取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一二五五〇

ほう、そうきたか。
というアイデアで、
地球の未来を包むこと。

税務調査と 真実

10

■井東 圭

■先生と呼ばれた男(10)

国税組織の階層構造は堅固である。税務署の法人担当では、次のとおりになっている。

調査を行う調査官。調査官に指示を与え進捗管理を行う担当部門の統括国税調査官(通称、統括)。各部門を束ね全体の事務運営を指揮する法人課税部門第一統括(通称、一統)。そして、署内法人課税部門の責任者であり、対外的な顔ともなる法人担当副署長(通称、法担サブ)。その上に、署長がいる。

【多摩税務署内・法人担当副署長室】
「――以上が、これまでの調査の経過と把握された事実関係になります。ひと通り事実説明を終えた杉江の隣に座っていた三上統括が口を開く。サブの呉や一統の山際の顔を見ながら、「単独調査の1号事案で、杉江君は、ここまでよく頑張ってくれました」「本当に。先が楽しみですね、サブ」「一統がサブの顔を見た。「そうだな」満足げに頷くと、杉江を見ながら、「お疲れさま」と微笑んだ。「結局、社長は、除外資金を何に使ったかは、とうとう言わなかったんだな」一統の質問に、三上統括が、「接待した者に迷惑がかかるから、一点張りです、これ以上は……」「脱税した分は、自分で被るというわけですから、まあ、善しとするしかないのですかね」一統がサブを見た。「その辺り、審理の視点からはどうだ」サブの質問に、税法の観点から検討を行う審理担当の齋藤・上席国税調査官が、「現行法では、仕方ありません」と回答すると続けた。「余談ですが、現在、政府税制調査会

で、秘密金課税なる改正案が議論されています。今回の事案のように、接待先などを記載していない場合、より重いペナルティを課すものです。が、導入なき現段階では、致し方ないものと」「法人税も源泉所得税もかかる、いわばダブルパンチだ。でも社長がそれで納得しているのなら、やむを得ないな。申述書も取っていることだしな」サブの言葉に皆が頷く。「納税は、大丈夫なんじゃないか?」徴収部門の一統が、滞納となることを懸念して、顔を曇めながら訊ねた。これを受け三上統括が、「先日、社長と会い、その点も確認しました。仕事は固定の得意先が大半で、新規顧客の獲得も進んでおり、納付には目途が立っていると聞いていました」「新規顧客の獲得か……。除外した方で時々の種が実ったということか」サブは独り言のようにいった後、「よし、いずれにしても、この事案ペーパーで、署長に説明するつもりです」サブの弾んだ声に皆が強く頷いた。後日、署長室で行われた事案検討会では、原案のまま終了した。

【処分(決定)】
▽法人税(雑収入除外)
課税所得金額(5期合計)
1090万円(重加算税対象)
*売上原価等認容額控除後
▽消費税
法人税処分に関連する非違額
▽源泉所得税
雑収入除外相当額を、社長・比嘉善蔵に対する認定賞与とすることに伴う源泉所得税の納税告知処分、同処分による不納付加算税の賦課決定処分
晩秋、杉江が真夏から手掛けた三平運輸の調査は、すべて終わった。12月初旬、調査経験の浅い職員が集められた研修で、杉江はこの事案を発表し、研修講師から高く評価された。翌春、杉江は、1年を通じ署内で優良な実績を挙げた調査官の1人として署長表彰を受けた。
杉江にとり三平運輸事案は、誇りに足る、忘れがたい事案となった。だがしかし、この事案の隠された真実を、杉江は、まだなにも知らない。

100年ぶりの抜本改正 新しい公益信託制度と税制

■(株)野村資産承継研究所 主任研究員 小松原 稔通 (税理士)

公益信託認可基準「受託者の要件②、信託管理人」

今回は、前回の受託者要件の続き及び信託管理人について述べる。

【受託者の技術的能力】(GL第3章第1節第2-2)

(1)適正な運営の仕組み(前回続き)

自然人が受託者の場合は、次の対応を組み合わせることなどで公益信託全体のガバナンスを確保する。

・公益信託事務の内容を信託行為に詳細に定めて裁量的な判断が想定されないようにする。

・重要な意思決定には、合議制機関の同意を必要とする。

・ガバナンス体制の確立された法人(例えば公益法人)を信託管理人とし信託管理人の同意を必要とする。

(2)専門家の関与

受託者自身が専門性のある人材を確保する場合だけでなく、合議制機関の設置や第三者への委託によって

信託管理人は強力な監督権限を有する

専門性を確保する。多数の候補者から総合的な判断で選考する公益事務の場合には、専門家を含む合議制機関が選考を行うような仕組みが望ましい。

(3)任務の安定性・継続性

信託行為において次の受託者をあらかじめ定めたり新受託者の選任方法(選定権限者、選任手続等)の規定があることが望ましい。特に自然人が受託者の場合、次の受託者の指定や選定プロセス、選定権限者等受託者を早期かつ確実に選定できる手続等の定めが必要とされる。

【信託管理人の能力】

○信託管理人に必要な監督を行う能力があること(公益信託に関する法律(以下「法」という)8三)

信託管理人は受託者を監視監督する機能を有し公益信託では必置である(法4②二)。その権限は、公益財団法人の理事会、監事、評議員会の役割を併せ持つ強力なものであるため、その能力の確保は極めて重要である。

公益信託における信託管理人の主な権限には次がある。

・委託者及び信託管理人は、合理的理由がある場合、その合意により受託者を解任できる(信託法58①読替)。

・受託者の利益相反行為の取消し権(信託法31⑥⑦)

・受託者の行為差止請求権(信託法44①)や損失填補・原状回復の請求権(信託法40①)

・事業計画書・収支予算書、貸借対照表・損益計算書の承認(公益信託規則44)

自然人が信託管理人である場合、任務完了となった際の次の信託管理人の選定手続が信託行為に定められていない場合は、認可基準を満たしていないとされる。

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6事務年度に行われた源泉所得税の調査件数になります。

答え = 万 , 件

ナンプレの予想難易度: 10

5			A	7		
8	1		9			6
6	7		8		5	
3			9	2		6
			3		8	C
	2	5		7	4	
		9			6	1
	6			8		2
D		B	2			6

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 6月21日(日)

前回の答え 万件



ウェビナー開催

「半導体戦略の最新動向とインセンティブ活用実務」

経済産業省(デバイス・半導体戦略室)とA&M Japan 税理士法人の専門家が政策動向とインセンティブ活用の実務ポイントをコンパクトに解説。投資判断・税務戦略に直結する実践的な知見を提供します。

※A&M Japan 税理士法人は、監査を行わない独立系のコンサルティングファームとして世界40か国超のネットワークを活用し、税務アドバイスを提供します。

▶ウェビナーの詳細・お申込みはQRコードよりご確認ください。

▶お問い合わせ先 AMJapanTax@alvarezandmarsal.com



【配信期間】2026年6月29日(月) ~ 7月13日(月)

【申込締切日】2026年6月28日(日)

五輪メダリストの渡部さんが講演

長野優法会が通常総会を開催

長野優法会(塚田裕一会長)は2日、長野市のホテル国際21で第34回通常総会を開催した。総会には玉川直文署長をはじめとする長野県税務署の幹部など多数の来賓が出席した。塚田会長のあいさつに続いて議事に入り、令和8年度事業計画案が承認された。また、役員改選で竹村利器副会長が新会長に選出された。

石渡署長ら招き総会

愛知・一般社団法人中川青色申告会(西垣直哉会長)は5月28日、名古屋工業研究所で通常総会を開催した。小椋副署長が酒の雑学で講演



「在り方」 暁斗氏

総会後には、講演会が開催され、ノルディック複合でトリノから6大会連続で五輪に出場し、銀、銅各2個のメダルを獲得した長野県白馬村出身の渡部暁斗さんが「世界一とは何だったのか」正解のない競技の中で追及した勝ち方と在り方」と題して講演した。渡部さんは、提出議案が、すべて原案通り可決・成立した。



記念講演会は、中川署の小椋由美子副署長が「税のよもやま話」をテーマに、酒にまつわる雑学を紹介した。講演会では、ビール製造量は減少傾向にある一方、缶酎ハイ等のスピリッツ・リキールの製造量は増加傾向にあることや、水質・酒米・気候等が適しているため、灘(兵庫)、伏見(京都)、西条(広島)が日本三大酒処となっていることなどが紹介された。出席者からは「普段、あまり聞かなくて勉強になった」との声が聴かれた。

本式典は、税務行政の円滑化への寄与を目的に開催。多様化する社会の要請に応えるため、今後の活動方針として「事業者のデジタル化推進」や「キャッシュレス納付の促進」といった重要課題が力強く打ち出された。あいさつに立った廣

わる雑学を紹介した。講演会では、ビールの製造量は減少傾向にある一方、缶酎ハイ等のスピリッツ・リキールの製造量は増加傾向にあることや、水質・酒米・気候等が適しているため、灘(兵庫)、伏見(京都)、西条(広島)が日本三大酒処となっていることなどが紹介された。出席者からは「普段、あまり聞かなくて勉強になった」との声が聴かれた。

おいて合同式典を共催した。当日は大阪国税局の岡田也敬副署長、阿倍野税務署の大塚雄一郎署長をはじめ、多くの関係者が一堂に会した。

福岡地区納付協議会(坂本文比古会長)は2日、福岡市で第57回通常総会を開催した。博多、香椎、福岡、西福岡、筑紫税務署管内の各納付連の役員、来賓として福岡国税局



福岡地区納付協議会(坂本文比古会長)は2日、福岡市で第57回通常総会を開催した。博多、香椎、福岡、西福岡、筑紫税務署管内の各納付連の役員、来賓として福岡国税局

の幹部や各署の管理運営部門統括徴収官らが出席した。坂本会長は写真のあいさつに続き、令和8年度事業計画として①振替納税やダイレクト納付などのキャッシュレス納付の普及拡大および消費税期限内完納推進、②e-Taxの普及定着の推進、③インボイス制度の周知・広報などを承認した。総会後は懇談会が開かれ、組合員相互の親睦を深めた。

6月17日名古屋開催セミナー

微妙な法令解釈力が必要とされる申告実務判断の分かれ目を検証する

講師は税理士・笹岡宏保氏

(相続税・贈与税編)

資産税ではちょっとした前提条件(基礎事実)が異なるだけで、結論が正反対になることも珍しくありません。例えば、次の事例はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

【事例】建物取壊費用見積額の債務控除の可否

借地人に係る借地期間中における債務不履行(地代不払い)により、借地上の家屋の取り壊しを伴う立退きが判決により確定していた場合において、当該家屋の取り壊しに着手する前に相続開始があったときの合理的な取壊費用の見積額を債務計上できますか。

上記のような相続税・贈与税の申告実務における微妙な法令解釈力が必要とされる何例かの事例を確認します。

日時 2026年6月17日(水) 10:00~17:00
※受付開始9:30、研修時間:6時間

会場 IMYビル(名古屋市東区葵3-7-14)
地下鉄東山線「千種」駅/1番出口/徒歩約1分
地下鉄桜通線「車道」駅/3番出口/徒歩約1分

講師 税理士・笹岡宏保(ささおか・ひろやす)氏
昭和37年兵庫県神戸市出身。平成3年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税の講師として活躍している。

受講料 1名につき20,000円(税込・レジュメ代を含む)
※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格16,000円(税込)となります。

テキスト レジュメ。当日会場で配布いたします。

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。



キャッシュレス体験会を実施
札幌中法人会女性部会
公益社団法人札幌中法人会女性部会(戸澤裕美部会長)はこのほど、札幌中税務署法人課税第一部門の辻正行統括官を講師に、源泉

所得税のキャッシュレス納付体験会を実施した。写真。オンライン上での手続きということで当初は戸惑いもあったが、体験会では同署職員と2人一組になり、親切丁寧な指導を受けながら、実際にパソコンを操作し、一連の流れを体験することができた。地方税にも同様のシステムがあるとの説明を受け、「これなら、銀行窓口まで足を運ばなくて済むし、業務の効率化にも繋がる」との声があった。



DAIICHI
DAIICHI ELECTRIC INDUSTRY CO.,LTD.

大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社/〒760-0067 高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代) FAX087-851-3621

支店/愛媛 営業所/徳島・北島
建設所/綾川

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)